

様式第2号(第3条関係)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	教育委員会事務局 教育総務課
委託業務番号	令和6年度 長教総第8号
委託業務名称	エレベーター保守点検業務委託(長浜小ほか9校園)
委託業務場所	長浜小・神照小・長浜南小・湯田小・速水小・富永小・北中・木之本中・六莊認定こども園・びわ認定こども園
業務の概要	エレベーターの保守点検業務を委託するもの
履行期間	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
契約年月日	令和6年4月1日
契約額(税込)	6,025,800円
契約の相手方	[所在地又は住所] 草津市矢倉2丁目4-23 [商号又は名称] 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社 滋賀支店
契約相手方の選定理由	契約規則第27条第1項第1号による 本業務は、エレベーターに装備されているリモート点検機能を使用して常時(24時間)運行状況を確認することにより、事故が起きた場合の受信専門員による対応、事故を未然に防ぐための定期点検、通常の使用にかかる油脂類等の消耗部品の補充等、常時安全に使用できる環境を整えることを目的としている。 本機のリモート点検機能を操作できるのは、メーカーの保守部門以外にないため、製造元である上記業者に業務を依頼するもの。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸(1)借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>